

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分（ただし、労働者災害補償保険審査官の決定により一部取り消された部分を除く。）を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、マッサージ師として業務に従事していた。請求人は、平成〇年〇月〇日、業務中に電子レンジを使用していたところ感電し、同日、C病院に受診し「電撃傷、両肩甲骨骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病について、監督署長から業務上の災害として認定され療養補償給付及び休業補償給付を受給し、休業補償給付については、平成〇年〇月〇日まで支給されていた。請求人は、さらに同年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間のうち501日分について、監督署長に対し休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、これを支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで平成〇年〇月〇日以降の通院日17日分に係る休業補償給付を支給しないとした処分を一部取り消し、その余を棄却する旨の決定をしたので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、原処分全体の取消しを求める旨の本件再審査請求に及んだも

のであるが、労働保険審査官及び労働保険審査会法第49条第3項第2号には、「審査官において、再審査請求がされた日以前に審査請求に係る原処分の一部(又は全部)を取り消す決定書の謄本を発している場合、その部分についての再審査請求は、取り下げられたものとみなす。」旨が規定されていることから、審査官決定で認容された17日分に係る休業補償給付請求処分については、当審査会の審理の対象外となる。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間における休業補償給付の請求に対し、これを支給しないとした原処分(ただし、審査官の決定により一部取り消された部分を除く。)が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

請求人は、再審査請求の理由等において、仕事に復帰したが、症状が良くなり体がついので、仕事を辞めたと述べているが、休業補償給付の支給要件である「療養のため労働することができない」とは、労働者が負傷し、疾病を発症する直前に従事していた種類の労働をすることができない場合ではなく、一般的に労働をすることができない場合をいうものであり、少なくとも軽作業ができれば、休業補償給付の支給対象にならないものであることから、検討すると、以下のとおりである。

#### (1) 在職期間(平成○年○月○日～平成○年○月○日)について

請求人の勤務票によると、職場復帰した平成○年○月○日から退職した平成○年○月○日までの100日間において、94日間就労し、本件傷病発症前と同水準の報酬を得ていることが認められる。D医師は、休業の可否に関

する監督署長からの意見書提出依頼に対して、平成〇年〇月〇日付け意見書において「軽作業は可能」、平成〇年〇月〇日付け意見書において「平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの全期間療養のため労働(軽作業を含む)することができなかつたとは認められない」と述べているところ、平成〇年〇月〇日付け診断書においては、「平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日の間に、就労していたようだが、両上肢の痛み、しびれなどが続いており、通常の勤務は不能であったと思う」旨所見を述べているが、上記意見からすると、軽作業まで不能とする見解とは言えないと思料する。

上記医証を踏まえると、請求人は、職場復帰した平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間、「労働不能」の状態ではないと判断されるどころ、この間の通院（平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日）は、いずれも予約制で午前中に行われ、所定労働時間帯と重なることはなかつた旨の請求人の申述及び負傷前と同水準の報酬を得ている実態から、一部休業にも該当しないと判断する。

(2) 退職後の期間（平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日）について

請求人は、退職理由について、両手の痛みとしびれのために本格的なマッサージの業務ができなかつたからであるとし、退職後は働いていないと述べているが、本格的なマッサージができないことをもって「療養のため労働することができなかつた状態」と認めることはできないものであり、当審査会としても、退職日の翌日である平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間（ただし、17日間の通院日は除く。）について、「労働不能」とは認められないと判断する。

(3) 以上のとおり、当審査会としても、請求人の請求に係る平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間について休業補償給付を支給しないとした原処分（ただし、審査官の決定により一部取り消された17日分に係る休業補償給付請求に関する部分を除く。）は妥当であると判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の原処分（ただし、審査官の決定により一部取り消された部分は除く。）は妥当であつて、これを取り消すべき理由はない。

よつて主文のとおり裁決する。